

新旧対照表（千葉市建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領の改定）

改 定 前	改 定 後
<p>1～7 （略）</p> <p>8 CCUS 活用に係る費用 (1) カードリーダー等購入費用 カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。 この費用は、令和6年3月31日までに契約した工事を対象とする。 （略） (2) （略）</p> <p>9～11 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。 なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。 なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。</p>	<p>1～7 （略）</p> <p>8 CCUS 活用に係る費用 (1) カードリーダー等購入費用 カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。 この費用は、令和7年3月31日までに契約した工事を対象とする。 （略） (2) （略）</p> <p>9～11 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。 なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。 なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。</u> <u>なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。</u></p>

備考 改定箇所は、下線が引かれた部分である。